

# 和泉市障がい者福祉システム再構築業務

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1 調達方法

本件では、障がい者福祉システムのガバメントクラウド他、クラウド型・自庁設置型を織り交ぜたシステム再構築業務について、公募型プロポーザル方式で事業者選定を行うものである。

なお、障がい者福祉システムとは、以下の地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく業務、並びに、標準化対象外業務システムの総称とする。

#### <標準化対象業務>

- ・障がい者福祉共通
- ・身体障がい者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障がい者保健福祉手帳
- ・国制度手当
- ・障がい福祉サービス等（受給者管理）
- ・障がい福祉サービス等（給付管理）
- ・自立支援医療（更生医療）
- ・自立支援医療（育成医療）
- ・自立支援医療（精神通院医療）
- ・補装具
- ・特別児童扶養手当

#### <標準化対象外業務>

- ・障がい福祉サービス（移動支援・日中一時支援）・・・対象者管理、帳票印刷
- ・日常生活用具・・・対象者管理、帳票印刷
- ・障がい者福祉タクシー・・・対象者管理、帳票印刷
- ・有料道路減免・・・対象者管理、帳票印刷
- ・NHK受信料減免・・・対象者管理
- ・重度障がい者在宅生活応援制度・・・対象者管理
  
- ・契約方法・契約時期  
公募型プロポーザル方式による随意契約  
契約時期 令和6年7月中（予定）
  
- ・契約保証金  
和泉市財務規則による
  
- ・支払方法  
①構築委託業務 令和6年度 部分払い（予算の範囲内）  
令和7年度 完了払い  
②サービス利用・保守業務 毎月払
  
- ・各業務期間  
①構築委託業務 契約締結日～令和8年3月31日まで  
②サービス利用・保守業務 構築後～令和12年度まで  
※構築期限は国の標準化期限に基づき設定しているため、国動向等を踏まえ変更する可能性がある。

### 2 公募参加条件

- ①参加表明書の提出時点において、大阪府下で人口が10万人以上（システム稼働開始時）の市区におい

て、住民情報系システムを自社で導入した実績が1団体以上あること。

※その契約書の写しを併せて提出すること。また運用の実績について対象団体にヒアリングを行う場合がある。

- ②プライバシーマーク（JIS Q 15001）及びISMS認証を取得していること。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により、更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑥参加表明書の提出時点において、大阪府知事又は和泉市長から業務等に関し指名停止、又は入札参加回避の措置を受けている者でないこと。（大阪府知事からの指名停止は法令違反に限る。）
- ⑦事業者、事業者の役員又は従業員（以下、「事業者関係者」という。）が過去10年間から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際したり、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
- ⑧参加表明書の提出時点において、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- ⑨参加表明書の提出時点において、市税（和泉市内に本店、支店、営業所等がある場合に限る。）を滞納している者でないこと。

### 3 参加手続きの流れ

#### (1) 公募について

①掲載場所：<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/fukusibu/syoufukusika/top/20042.html>  
（和泉市公式ホームページ）

②掲載書類：

- (ア)和泉市障がい者福祉システム再構築業務公募型プロポーザル実施要領※本書類
- (イ)和泉市障がい者福祉システム再構築業務予定表（以下、「予定表」という。）
- (ウ)審査基準

下記（エ）～（タ）については電子メールにて追加配布するため、上記ホームページの問い合わせフォームより資料提供を申し出ること。

- (エ)和泉市障がい者福祉システム再構築業務公募型プロポーザル参加表明書（以下、「参加表明書」という。）
- (オ)公募参加条件確認書（以下、「参加条件確認書」という。）
- (カ)和泉市障がい者福祉システム再構築業務仕様書（以下、「仕様書」という。）
- (キ)和泉市障がい者福祉システム機能確認書（以下、「機能確認書」という。）
- (ク)和泉市障がい者福祉システム再構築業務に係る質疑と回答（以下、「質疑と回答」という。）
- (ケ)提案書表書（雛形）
- (コ)提案価格書
- (サ)参加辞退届
- (シ)和泉市障がい者福祉システム再構築業務委託契約書(案)
- (ス)和泉市障がい者福祉システム利用契約書(案)
- (セ)和泉市障がい者福祉システム保守業務委託契約書(案)
- (ソ)暴力団排除に関する誓約書（元請用）
- (タ)個人情報の保護に係る誓約書

#### (2) 参加表明書・参加条件確認書の受付について

参加表明書・参加条件確認書の受付は、次のとおり直接持参又は書留（簡易書留も可）で郵送し、和泉市の承認を受けること。なお、本市において令和4・5年度入札参加有資格業者でない場合は、「直近2年間の市税の納税証明書（和泉市内に本店・支店・営業所等がある場合）」または「納税状況等誓約書兼確認同意書（和泉市内に本店・支店・営業所等がない場合）」、「印鑑証明書（発行日から3か月以内であれば写し可）」、「商業登記簿謄本（登記事項証明書）（発行日から3か月以内であれば写し可）」、「国税の納税証明書（法人の場合、「納税証明書その3の3）」、「暴力団排除に関する誓約書」、「委任状（受任者を設ける場合のみ）」、「ISO認証取得、プライバシーマーク等に関する登録証の写し

(有効期限がわかるもの)」を合わせて提出すること。

和泉市の承認が無い場合、あるいは期限内に参加表明書・参加条件確認書の提出が無い場合は、原則、本プロポーザルの参加資格は無効とする。

- ①受付期限は予定表の「参加表明書等受付締切」まで（郵送の場合は、予定表の「参加表明書等受付締切」に必着とする）
- ②受付場所は和泉市役所福祉部障がい福祉課執務室内（和泉市役所本館2階）
- ③受付方法は参加表明書・参加条件確認書（実績を示す契約書の写し含む）を受付場所に直接持参し提出するか、書留（簡易書留も可）で郵送すること。なお提出者（事業者の担当者）の名刺を持参すること（郵送の場合は名刺を同封すること）。提出後、和泉市「[shoufuku-compe@city.osaka-izumi.lg.jp](mailto:shoufuku-compe@city.osaka-izumi.lg.jp)」に事業者アドレス確認用のメールを送ること。今後和泉市は届いたアドレスに通知等のメールを送信する。
- ④提出された参加表明書・参加条件確認書を和泉市が審査し、事業者に対してメールにて承認の有無についての通知をする。なお、電子メール受信後は直ちに受信確認として返信すること。  
※参加表明書・参加条件確認書の審査には1~2日を要することを考慮して提出すること。  
※参加表明書・参加条件確認書の審査で承認が得られなかった場合で且つ不承認理由が訂正可能な項目であった場合、受付期限内であれば、参加表明書・参加条件確認書の再提出を認める。
- ⑤参加表明書・参加条件確認書について和泉市の承認がある場合は、上記④の通知と同時に「現状の庁内システム環境について」の資料を電子メールにて送信する。なお、電子メール受信後は直ちに受信確認として返信すること。  
※注意事項：本選定に関係する資料の目的外使用を禁止する。また選定終了後等は廃棄すること。

### (3) 現地調査について

本選定参加申請承認済事業者は、和泉市の既存ネットワーク環境、PCの運用状況等の情報を把握するため、次のとおり現地調査をすることができる。調査は原則1回限りとし、90分以内を目安として対応すること。

- ①受付期限は予定表の「現地調査受付締切」まで
- ②受付場所は和泉市役所福祉部障がい福祉課執務室内（和泉市役所本館2階）
- ③受付方法は電子メールで件名は「【事業者名】和泉市障がい者福祉システム現地調査希望」とし本文には複数（第三候補日程度）の希望日時（時間帯含む）、所属、訪問者氏名等を記載した上で送信すること。メールを受信したら和泉市より対応可能日時を調整した上で、返信するので、当日、名刺を持参した上で、受付場所へ直接来庁すること。現地調査では和泉市の指示に従うこと。また、現地調査時の質疑については、その場での回答は出来かねるので、(4)「質疑回答について」のとおり質疑を行うこと。
- ④送信先は「[shoufuku-compe@city.osaka-izumi.lg.jp](mailto:shoufuku-compe@city.osaka-izumi.lg.jp)」に送ること。
- ⑤ネットワーク図やシステム概略図等の和泉市が所有している内部資料の閲覧及び関係課等への現地調査は、メールの希望により現地調査時に本市の対応可能な範囲で合わせて対応する。  
※内部資料は現地調査時のみ公開する
- ⑥現地調査受付締切間際に現地調査希望の連絡があった場合、日程調整ができず現地調査を断ることもあるので余裕をもって希望日時を出すこと。

### (4) 質疑回答について

本選定参加申請承認済事業者は、次のとおり電子メールで質疑をすることができる。

- ①受付期限は予定表の「質疑受付締切」まで
- ②受付方法は「質疑と回答」に基づいて質疑事項を作成し、電子メールで件名は「【事業者名】和泉市障がい者福祉システム質疑」とし送信すること。なお、添付ファイルの受信制限容量は10MB未満であるため注意すること。  
※xlsx形式で送ること
- ③送信先は「[shoufuku-compe@city.osaka-izumi.lg.jp](mailto:shoufuku-compe@city.osaka-izumi.lg.jp)」に送ること。
- ④回答方法は全参加表明済事業者（辞退表明者は除く）へ電子メールで回答する。なお、電子メール受信後は直ちに受信確認として返信すること。
- ⑤質疑は受付期間内であれば、複数回実施することも可能とする。
- ⑥国の仕様に関することは和泉市では回答できない場合もあるので、留意すること。

⑦質疑無しの場合でも「質疑無し」の旨、和泉市に連絡すること。

(5) 提案書等受付について

本選定参加表明済事業者は、次のとおり本選定に関わる提案書等を直接持参又は書留（簡易書留も可）で郵送し提出すること。なお、期限内に提案書等の提出が無い場合は、原則、本選定の参加資格は無効とする。

- ①受付期限は予定表の「提案書受付・辞退受付締切」まで（郵送の場合は、予定表の「提案書受付・辞退受付締切」必着とする）
- ②受付場所は和泉市役所福祉部障がい福祉課執務室内（和泉市役所本館2階）
- ③受付方法は提案書等を受付場所に直接持参し提出するか、書留（簡易書留も可）で郵送すること。なお、提出者（事業者担当者）の名刺を持参すること（郵送の場合は名刺を同封すること）。
- ④提案書等は修正可能な指摘事項等（押印漏れ、資料部数不足等）が発生した場合、和泉市より参加事業者へ連絡するので、直ちに該当箇所を修正し、再提出すること。ただし、修正し、再提出することは上記受付期限内でのみ受け付ける。提案書受付・辞退受付締切を過ぎた場合、再提出は認めず、期限内に提出した提案書等で審査する。
- ⑤提案書等の審査は匿名で行うため、以下提案書等の副本の内容には、参加者が特定できる情報を記載しないこと。
  - (ア)提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 正本1部、副本6部（正本には提案書表書を添付すること）
  - (イ)画面一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 正本1部、副本6部
  - (ウ)システム構成図・システム概略図・ネットワーク図・・・・・・ 正本1部、副本6部
  - (エ)機能確認書（指定様式）・・・・・・・・・・ 正本1部、副本6部  
 ※機能確認書は、紙資料に加え、xlsx形式等編集可能な形式で電子メールにて「[shoufuku-compe@city.osaka-izumi.lg.jp](mailto:shoufuku-compe@city.osaka-izumi.lg.jp)」にも送ること。
  - (オ)プレゼンテーション審査基準（指定様式）・・・・・・ 正本1部、副本6部
  - (カ)システムのSLA・SLO案・・・・・・・・・・・・ 正本1部、副本6部
  - (キ)（ア）～（カ）を収録したCD-R・・・・・・・・・・・・ 1部
  - (ク)提案価格書（指定様式）・・・・・・・・・・・・ 1部（厳重に封入し提出すること）
  - (ケ)見積書（提案価格書の根拠となる明細を記載すること）・・・・ 1部（厳重に封入し提出すること）
  - (コ)会社概要・データセンター概要書・・・・・・・・・・・・ 1部
  - (サ)提案機器等のパンフレット・・・・・・・・・・・・ 1部

⑥提案上限価格（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む）

システム構築及びシステム構築後5年間のランニング費用は、168,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）を限度額とする。なお、内訳限度額（消費税及び地方消費税を含む）は下表の条件を満たすこととし、各内訳限度額を超過した場合は失格とする。

提案上限価格表

提案上限価格	システム構築・導入	サービス利用料（利用料・保守料）等
令和6 - 7年度構築費用提案限度額 ①	49,500,000円以下	-
システム構築後5年間のランニング費用提案限度額 ②		118,800,000円以下
合計		168,300,000円以下

※提案価格書の「令和6年度に要する費用」の額について、令和6年度に納品する成果物については令和6年度分として検査・支払いを行うため、当該費用について27,280,000円以下（消費税及び地方消費税を含む）で提案すること。

※システム構築開始後に発生するガバメントクラウドの利用料は本調達の提案価格には含まない。

⑦提案書等の作成については、次の事項を踏まえた上で作成すること。

(ア)提案書には、仕様書などを踏まえ和泉市にとって運用面・管理面等から最適なシステム構

成・運用であると考え提案（システム構成・ネットワーク構成・管理運用案等）を記載すること。

- (イ) 記載事項は責任を持って実行可能な内容とし、これら内容を説明できる具体的な根拠を示すこと。
- (ウ) 提案書等に記載された内容は、受注後に追加費用を伴わず実施できるものとみなす（自由提案除く）。
- (エ) 提案書等は、簡潔に記載し、鉛筆等修正可能なもので書かれたものは認めない。
- (オ) 提案書等は、適切にページ番号を記載すること。
- (カ) 提案書には、本選定等に関わる参加事業者の強みやPR事項を記載すること。
- (キ) 提出された提案書等を受理した後の加筆及び修正は原則認めない。
- (ク) 提案書には、工程・期間・推進体制・WBS等及び和泉市職員の作業負担を記載すること。
- (ケ) 提案書には、実績（地方公共団体のシステム稼働実績）を記載すること。
- (コ) 提案書には登録印の押印など必要事項を記載した「提案書表書（雛形）」を付けること。
- (サ) プレゼンテーション審査基準には、項目に該当する提案書ページを記載すること。
- (シ) システム管理手順書等の各種手順書サンプルを記載すること。
- (ス) 提案書には、専門用語を極力使用せず、システムに詳しくない職員でも理解できるよう平易な用語で表現すること。
- (セ) 機能確認書の「対応状況」については、対応可能な場合は「○」、条件付きで対応可能な場合は「△」、対応不可の場合は「×」と記載すること。  
なお、各業務の対応可能な場合「○」とは同一システムで構築可能な場合を指し、関連システムで構築する場合等は「△」と記載すること。
- (ソ) 機能確認書の「対応状況」が「△」の項目については、機能確認書の「内容説明」にその概要を分かりやすく記述すること。
- (タ) 提案書は、審査基準の書面審査の「A、B、C」の業務単位で1章とし、3章を纏めて1冊として綴じたものを1部とする。
- (チ) 提案書は、提出の様式は、A4版、横書き、左綴じ、最小の文字の大きさは基本10.5ポイント以上、両面印刷を原則とする。ただし、その他必要な場合は他の用紙サイズ、他の書式で作成することを認める。
- (ツ) 画面一覧は、実際のシステム操作感が分かるような資料を提出すること。
- (テ) 提案価格書には、デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）が和泉市で申請・受領できる形で記載すること。
- (ト) 見積書の作成については、前提条件及び品目ごとの標準価格、提供価格、数量等を記載の上、見積もること。
- (ナ) 提案するシステムについて、今後予定しているバージョンアップ（機能改善）の内容を記載すること。

## (6) 選定方法について

事業者の選定に当たっては、提出された提案書類をもとに書類審査点、プレゼンテーション審査点、価格点を算出し、それらを合計した総合得点が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。

### ①選定委員会

- (ア) 選定を行う委員会は「和泉市障がい者福祉システム再構築業務に係る事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）とする。
- (イ) 選定委員会は和泉市職員で構成する。
- (ウ) 選定委員会会議は非公開とする。

### ②評価方法

事業者の選定は、審査基準に基づき、提案書類、プレゼンテーション及びヒアリング審査を基に、評価基準の項目に沿って選定委員会の委員長及び各委員が個別に審査及び採点（プレゼンテーション審査点）を行い、予め事務局が採点した書類審査点、価格点を合計した総合得点が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。但し、総合得点が最も高い事業者であっても、価格点を除く得点（書類審査点、プレゼンテーション審査点の合計得点）が6割に満たない場合は、契約の目的が十分に達成できないものと判断し、優先交渉権者を特定しない。なお、参加者が1社の場合も同様に取り扱う。

### ③プレゼンテーション審査

(ア) 審査は提出書類に基づきプレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。

なお、日時等の詳細については、別途通知するが、令和6年6月19日(水)に和泉市役所で実施を予定している。

(イ) 出席者は3人以内とする。

(ウ) 実施時間は提案する各事業者につき、プレゼンテーション25分以内、質疑応答25分以内とする。

(エ) 審査は提案書類について行うこととし、追加資料の配布は認めない。

### ④審査結果の公表

審査結果については優先交渉権者を決定した後、本市ホームページで公表するものとする。

なお、公表の内容は、次のとおりとする。

(ア) 優先交渉権者の名称及び評価点

(イ) 全提案事業者の名称(申込順)

(ウ) 全提案事業者の評価点(得点順)

(エ) 優先交渉権者の選定理由(講評ポイント)

(オ) 選定委員会委員の氏名、職名等

※選定結果に関する情報は本市ホームページによって広く公開することから、不採用となった事業者の社会的地位及び競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、

(イ)と(ウ)との対応関係を明らかにしないこととする。

※応募が2者の場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報については(ア)(イ)を公表し、(ウ)は公表しないこととする。

### ⑤選考後の流れ

選考結果により、優先交渉権者に選定された事業者は、仕様書及び提案書等に基づいてシステム構築について速やかに和泉市担当者と交渉を開始する。また、優先交渉権者に選定された場合、プレゼンテーション審査時の質疑応答内容について、事業者側で議事録を作成し、和泉市に審査結果通知の日から起算して3日以内(土日祝日を除く)に提出し、和泉市の承認を得ること。交渉過程で、業務の遂行が困難であることが判明した場合や提案書等の内容について実現できないと判明した場合、和泉市は最優先交渉権者との交渉を打ち切り、次点交渉権者Ⅰ(次点交渉権者Ⅱ)との交渉を開始する場合がある。優先交渉権者との交渉が不成立となった場合は、次点交渉権者Ⅰ(次点交渉権者Ⅱ)は、上記と同様、議事録を作成、提出のうえ、和泉市の承認を得ること。なお、和泉市担当者との契約交渉中あるいはシステム構築中に事業者が提案してきた内容よりも、より和泉市に適した案が浮上した場合は、提案内容にその案を加味し微調整を加えながらシステム等の構築を実施する場合がある。

## 4 参加(提案)辞退について

①参加表明書の提出後であっても、予定表の「提案書受付・辞退受付締切」までであれば参加辞退届提出により辞退することができる。

②上記①により辞退した者は、これを理由として以後の公募や入札等で不利益な取扱いを受けない。

③参加表明書提出後に、提案書等未提出やプレゼンテーション審査の欠席等の対応を無断で行った場合は、指名停止等の処分の対象となる場合がある。

## 5 その他について

### (1) 選考中止

参加表明事業者等が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、選考を公平に執行することができない場合には、選考の執行中止、又は延期する場合がある。

### (2) 失格事項

①和泉市の指示に従わない事業者

②提出された提案書等が仕様書の内容に適合していない事業者

③提案価格書及び見積書が提案上限価格価格(各内訳限度額も含む)を超えた提案をした事業者

④期限内に提案書提出、プレゼンテーション等の対応ができない事業者

※計画停電等による公共交通機関等の運転見合わせ、大幅な遅延等により決められた期限内で対応できない場合の取扱は、事前に連絡があった場合に限り個別に対応を検討するものとする

- ⑤審査結果に影響を与えるような工作が判明した場合
- ⑥不必要に和泉市の担当者等への接触があった場合
- ⑦公募参加条件を満たしていない場合
- ⑧参加表明の受付日から契約締結日までに参加資格を欠く事由が判明した場合
- ⑨機能要件の必須機能を満たしていない場合
- ⑩その他社会通念上、応募者の本選定の参加が不相当と和泉市が判断した場合

### (3) 注意事項

- ①本選定参加で発生した全ての費用は、参加事業者が負担すること。
- ②参加事業者が提出した提案書等の資料は、本選定終了後も返却しない。
- ③参加事業者は、本選定参加で知りえた和泉市の機密情報等を本選定終了後も含め本選定以外の目的で使用したり、複写・複製や不正使用等を行わないこと。
- ④参加事業者は、この要領等を熟読し、それらを遵守すること。また、和泉市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げたり、他の提案者の迷惑になったりするようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持すること。
- ⑤各種書類提出期限について、災害その他不可抗力により期限を超過する恐れがある場合は必ず期限内に本市に申し出ること。
- ⑥参加事業者は、優先交渉権者決定後において、この要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

### (4) 契約締結後

- ①本選定によって決定した事業者と和泉市の契約締結後に、提案書等の内容について虚偽または過誤があった場合で且つその対応が不可能である場合、契約違反として当該事業者との契約を終了する場合があります。

なお、この場合の契約違反では、和泉市が被る被害（「デジタル基盤改革支援補助金(地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業)」の支給要件を満たさなかった場合、和泉市が本来受け取れる予定であった補助金に相当する金額、旧障がい者福祉システムの継続費(保守費、利用料等)、新障がい者福祉システムの構築費)及び、当該契約で和泉市が既に支払った金額に相当する額を、和泉市の指示に従い納付すること。

※「虚偽または過誤」とは、仕様書の機能を実際は満たしていないにも関わらず、提案書等に「満たしている」（あるいはそれに類似する表現で表記）としていることを指す

- ②上記①の他、事業者がプロポーザルや、契約締結後の構築業務中において、和泉市に対して虚偽の説明等をした場合も、上記①と同様とする。

## 6 問合わせ

和泉市 福祉部 障がい福祉課

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

TEL:0725 (99) 8133(直通) e-mail:shoufuku-compe@city.osaka-izumi.lg.jp